

福島市食品ロス削減マイスター認定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が食品ロス削減に関する専門的・実践的な知識を学ぶことにより意識の醸成を図るとともに、食品ロス削減マイスターの認定を通じ、市民自らが行う食品ロス削減の活動の活性化及びごみの減量に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「食品ロス削減マイスター」(以下「マイスター」という。)とは、食品ロス削減に関する知識を有し、ごみ減量に積極的に取り組む者をいう。

(受講対象)

第3条 福島市食品ロス削減マイスター育成講座(以下「育成講座」という。)を受講できるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 福島市内に在住している者。
- (2) 食品ロス削減に関する知識や実践活動を普及する意欲のある者。

(マイスターの認定)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をマイスターとして認定する。

- (1) 食品ロス削減に関する専門的・実践的な知識を習得し、育成講座を修了した者。
- (2) 福島市が行う認定テストにおいて、7割以上正解した者。

(育成講座受講の申し込み)

第5条 育成講座の受講にあたっては、福島市オンライン申請を通じて申し込むものとする。

(費用の負担)

第6条 育成講座の受講費用は無料とする。ただし、育成講座を受講するために要する交通費その他の費用は受講者の負担とする。

(マイスターの称揚)

第7条 市長は、第4条により認定したマイスターに対し認定証(様式第1号)を授与し、称揚するものとする。

(認定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、マイスターの認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条第1項第2号に規定する意欲を失った場合。
- (2) 著しくマイスターにふさわしくないと市長が認めた場合。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。